

マッチオフィシャルに関する規程

第一章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）に登録されたマッチオフィシャル（以下「MO」という。）の資格並びに地位に関する事項について定めることを目的とする。

(MOの養成)

第2条 日本協会は、MOの資質及び指導力の向上を図り、ラグビーの普及及び振興を促進するためMO養成事業を行う。

(MO)

第3条 この規程においてMOとは、試合を采配するレフリー、アシスタントレフリー及びタッチジャッジをいい、それぞれ試合において次に掲げる権限及び責任を有する。

- (1) レフリー（主審） 試合における唯一の判定者であり、試合中における全ての事項を管理し、競技規則を適用する権限及び責任を有する。
- (2) アシスタントレフリー（副審） 試合において、タッチ、タッチインゴール、キックによるゴールの成否を合図し、又はファウルプレーを指摘するとともに、レフリーの指示に従い、あらゆるレフリーの職務遂行を補佐する権限及び責任を有する。
- (3) タッチジャッジ（線審） 試合において、タッチ、タッチインゴール、キックによるゴールの成否を合図する権限及び責任を有する。

第二章 MOの資格等

(MO資格の種類及び権能)

第4条 MO資格の種類及びその権能は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) A級レフリー 日本協会、支部協会又は都道府県協会の主催するすべての試合においてレフリー又はアシスタントレフリーを行うことができる。
- (2) B級レフリー 支部協会又は都道府県協会が主催するすべての試合においてレフリー又はアシスタントレフリーを行うことができる。ただし、特に優れた技能を有すると日本協会が認めた者については、日本協会の主催する試合のレフリー又はアシスタントレフリーを行うことができる。
- (3) C級レフリー 都道府県協会が主催するすべての試合においてレフリー又はアシスタントレフリーを行うことができる。ただし、特に優れた技能を有すると日本協会が認めた者については、支部協会の主催する試合のレフリー又はアシスタントレフリーを行うことができる。

- (4) ミニラグビーレフリー 都道府県協会が主催する12歳以下の試合若しくは支部協会が主催する12歳以下の試合であって主催協会が特に認めた試合のレフリー若しくはアシスタントレフリー又は都道府県協会が主催する15歳以下の試合のアシスタントレフリーを行うことができる。
- (5) スタートレフリー 都道府県協会が主催するノンコンタクトラグビーの試合のレフリーを行うことができる。

2 試合においてタッチジャッジを行う者はMO資格を要しない。

(MO資格の認定)

第5条 日本協会は、次条に定めるMO資格認定講習会を修了し、事業遂行責任者ラグビー担当（以下「CRO」という）により各MO資格に相応する技能を有すると認められた者に対してMO資格を認定する。

- 2 満18歳未満の者は、原則としてMO資格の認定を受けることができない。ただし、日本協会は、特に必要かつ適切と認めた場合には、満12歳以上満18歳未満の者に対し、常にコーチオブマッチオフィシャル（以下「CMO」という）の管理の下でMOを行うことを条件として例外的にMO資格を認定することができる。ただし、満12歳以上であっても、小学校未修了者はMO資格を認定することはできない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、日本協会は、海外でレフリー資格を取得した者については、その技能により適切なMO資格に読み替え、または移行させることができる。

(MO資格者の義務)

第6条 MO資格保有者は、レフリーとして担当した試合で退場処分や重症事故等が発生したときは、3日以内に所定の書式により当該試合の主催者に事故の報告をしなければならない。

- 2 MO資格保有者は、所定のMO研修会、審判認定講習会等に参加し、技能の向上に努めるとともに、積極的にMOとしての活動を行わなければならない。

(MOの服装)

第7条 MOは、試合において、両チームのプレーヤーと明確に区別できる色のジャージ、パンツ及びストッキングを着用しなければならない。

- 2 レフリーとアシスタントレフリーは原則として統一された服装を着用するものとする。

(MOの養成)

第8条 MOの技能及び資質の向上のため、日本協会、支部協会及び都道府県協会は、資格認定講習会及びブラッシュアップ研修会を毎年開催しなければならない。

- 2 支部協会又は都道府県協会は、審判資格認定講習会を開催するために、日本協会に講師の派遣を要請することができる。
- 3 日本協会、支部協会及び都道府県協会は、新たな MO を積極的に 発掘・養成しなければならない。
- 4 MO 資格認定講習会及び資格更新のためのブラッシュアップ研修会の細目については、日本協会が別途定める。

(旅費等)

第 9 条 公式試合の MO を務めるために旅費等を要するときは、別に定める基準に従い旅費等を支給する。ただし、大会等に別段の規定がある場合はその規定に従う。

第三章 CMO の資格

(コーチオブマッチオフィシャル(以下「CMO」という。)資格の種類及び権能)

第 10 条 日本協会が認定する CMO 資格の種類及びその権能は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) ワールドラグビーCMO レベル 1 第 4 条第 1 項第 2 号ないし第 5 号に定める MO 資格を有する者に対してコーチングを行うことができる。
- (2) ワールドラグビーCMO レベル 2 (取得時期：～2020 年) / ワールドラグビーCMO (取得時期：2021 年～) 第 4 条第 1 項に定めるいずれの MO 資格を有する者に対してもコーチングをすることができる。

(CMO 資格の認定)

第 11 条 日本協会は、次条に定める CMO 資格認定講習会を修了し、CRO により各レベルの CMO 資格に相応する技能を有すると認められた者に対して CMO 資格を認定する。

- 2 日本協会は、海外において CMO に相当する資格を有する者であって、日本協会の CMO として必要な技能を有すると認める者に対して、次条に定める資格認定講習会を経ずに CMO 資格を認定することができる。

(講習会の実施)

第 12 条 CMO 資格認定講習会及び資格更新のためのブラッシュアップ研修会に関する事項は、日本協会が別途定める。

第四章 エducーターの資格

(エデュケーターの種類及び権能)

第 13 条 日本協会が認定するエデュケーター資格の種類及びその権能は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) JRFU エducator資格 ミニラグビーレフリー若しくは C 級レフリーの研修会又は資格認定のための講習会において、指導者を務め、技能の評価又は資格認定の審査を行う権能を有する。第 10 条第 2 項に定める資格保有者は本資格を有する。
- (2) ワールドラグビー エducator資格 B 級レフリー、A 級レフリー、各 CMO、又は JRFU エducatorの研修会又は資格認定のための講習会において指導者を務め、技能の評価又は資格認定の審査を務める権能を有する。

(エducator資格の認定)

第 14 条 日本協会は、次条に定めるエducator資格認定講習会を修了し、CRO により各エducator資格に相応する技能を有すると認められた者に対してエducator資格を認定する。

2 日本協会は、海外においてエducatorに相当する資格を有する者であつて、日本協会のエducatorとして必要な技能を有すると認める者に対して、次条に定める資格認定講習会を経ずにエducator資格を認定することができる。

(講習会の実施)

第 15 条 エducator資格認定講習会及び資格更新のためのブラッシュアップ研修会に関する事項は、日本協会が別途定める。

第五章 MO、CMO 及びエducatorの登録

(資格保有者の登録義務)

第 16 条 日本協会が資格を認定した MO、CMO 及びエducatorは、日本協会に登録しなければならない。なお、いかなる資格においても以下の手続きを経て、登録される

- (1) 取得を希望する資格認定講習会を受講し、管轄する協会にて適格と認められる
- (2) 日本協会が定める登録料を納付する

(登録有効期間)

第 17 条 前条の登録の有効期間は以下のとおりとする。

- ・ A 級：1 年間
- ・ A 級を除くいずれの資格：4 年間

なお、有効期間について A 級は認定日から当該年度末日（3 月 31 日）、A 級を除くいずれの資格は認定日から認定日を含む 4 年度間末日（3 月 31 日）とする。

(登録料)

第 18 条 登録者は日本協会に対し所定の登録料を納付しなければならない。日本協会に納付された登録料は理由の如何を問わず、返金されない。

(上位資格への変更)

第 19 条 MO、CMO 又はエドューケーターが、その保有する資格の上位資格の認定を受けた場合の登録有効期間及び登録料の支払いは以下のとおりとする。

- (1) 登録有効期間は、認定後の上位資格の有効期間とする。
- (2) 既に納付済みの保有資格の登録料に加え、上位資格の認定後、登録時に改めて所定の登録料を支払わなければならない。

(登録抹消手続き)

第 20 条 登録を抹消する場合には、本人から日本協会が指定する方法によって申し出なければならない。

第六章 資格の更新、再登録等

(資格の更新)

第 21 条 日本協会に登録された MO、CMO 又はエドューケーターは、資格有効期間内に資格更新のためのブラッシュアップ研修会に出席し、更新料を支払うことにより資格を更新できる。

- 2 更新後の資格有効期間は、更新前の資格有効期間の満了日を起算日として、第 17 条に定める期間とする。

(資格の再登録)

第 22 条 資格有効期間内に資格更新のためのブラッシュアップ研修会に出席せず、又は登録料の支払を怠ったことにより MO、CMO 又はエドューケーター資格を喪失した者は、以下の要件を満たした場合に限り、同一の資格で再登録を認めるものとする。

- (1) 資格の喪失後 4 年を経過していないこと
- (2) 所定の研修を受講すること
- (3) 所定の再登録申請の手続きを行い、登録料を支払うこと

(資格の暫定的停止)

第 23 条 本協会は、MO、CMO 又はエドューケーター資格の登録者が登録時に届け出た連絡方法によっても登録者と連絡が取れないときは、当該登録者との連絡が取れるまでの間、暫定的にその資格を停止することができる。

第七章 MO、CMO 及びエデュケーターの遵守事項、処分

(遵守事項)

第 24 条 MO、CMO 及びエデュケーターは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令及び日本協会の各種規程・規則・通達を遵守すること
- (2) プレーヤー個々の権利、尊厳及び価値を尊重し、差別することなく平等に取り扱うこと
- (3) プレーヤーの安全性を最優先で扱うこと
- (4) プレーヤーの年齢、成熟度、経験及び能力に適したレフリングをおこなうこと
- (5) 暴力・暴言を用いたレフリングを行わないこと
- (6) 暴力・暴言を許容しないこと
- (7) 暴力根絶の努力をし続けること
- (8) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと

(処分)

第 25 条 資格保有者に対する処分は、倫理及び処分規程に従うものとする。

第八章 附則

(改正)

第 26 条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第 27 条 本規則は 2025 年 10 月 17 日から施行する。

2013 年	4 月 1 日	施行
2015 年	7 月 1 日	改正
2016 年	8 月 1 日	改正
2018 年	8 月 1 日	改正
2018 年	12 月 1 日	改正
2020 年	5 月 1 日	改正
2022 年	1 月 1 日	改正
2025 年	4 月 9 日	改正